

消費生活情報
かわらばん 6号



海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 2 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

対象：海老名市在住・在勤の方



**しまった！！解約したい、と思ったら・・・
クーリング・オフ制度を使おう！！**

クーリング・オフって なに？



一定の期間であれば「無条件で契約を解除できる制度」です。
商品や条件によっては解除できないものもあります。

「クーリング・オフ」できるものは・・・
訪問販売、訪問購入、電話勧誘販売、
特定継続的役務提供、連鎖販売取引、
業務提供誘引販売 等になります。



**「クーリング・オフはがき作成セット」
さしあげています！！**

詳細については 裏面へ

海老名市消費生活センターでは、すぐに使えるクーリング・オフはがきのセットをご用意しています!! お気軽に申し付け下さい。

「クーリング・オフ」ってなに?

一定の期間内であれば、「無条件で契約を解除できる制度」です。商品や条件によっては、解除できないものもあります。

「クーリング・オフ」ができるものと、その期間は?

訪問販売 自宅・職場への訪問販売、催眠(SF)商法、キャッチセールス、展示販売など営業所以外で交わした契約	8日間
訪問購入 貴金属や衣服等の訪問買取	
電話勧誘販売 事業者の電話勧誘行為によって申込みをした契約	
特定継続的役務提供 エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス	20日間
連鎖販売取引 マルチ商法	
業務提供誘引販売 内職・モニター商法	

※通信販売にはクーリング・オフ制度はありません。上記の販売方法・取引でも条件によってはクーリング・オフできない場合があります。

例)・化粧品や健康食品など指定された消耗品を使用、消費してしまった場合(未使用分は可能)

・現金取引で総額 3,000 円未満の場合

クーリング・オフできる取引かどうか不明な場合は、消費生活相談窓口にご相談ください。

「クーリング・オフ」をすると、どうなる?

- ◆未払い代金の支払義務がなくなり、既払い金は返還してもらえます。
- ◆商品を受け取っている場合には、事業者の費用負担で返送できます。
- ◆工事が完了していても、事業者の負担で元に戻せます。
- ◆事業者は消費者へ損害賠償や違約金請求はできません。

クーリング・オフをするときは!

- ① 必ずハガキ等の書面で通知し、あて名は契約した事業者の「代表者」にします。
- ② 契約書面を受け取った日を含め、8日間または20日間以内(※左面を参照)に通知します。書面を発信(窓口等で投函)した時点で有効です。
- ③ 支払いがクレジットの場合はクレジット会社へ1通、販売会社へ1通、計2通を送ります。
- ④ 記録が残る「特定記録郵便」や「簡易書留郵便」を利用します。
- ⑤ 証拠として、ハガキの両面コピーの保存もお忘れなく ★ハガキのコピーや送付記録などの関係書類は、5年間保管しましょう



その契約、大丈夫?
迷ったときや困ったときは
すぐ相談!

身近な消費生活相談窓口

消費者ホットライン

イヤヤ

局番なし

188 番

身近な消費生活相談窓口につながります。
行動することが解決への第一歩です。

郵便はがき

郵便窓口へ
持参※特定
記録郵便や
簡易書留
郵便を利用

<住所欄>

<あて名欄>

(事業者名)

(代表者名)

様

【必須記入】

申込(契約)日 年 月 日

商品等名称

商品等価格

円

事業者名

担当者氏名

【必須記入】(かっこ内の一方に○印、一方は取り消し線を引くこと)
上記日付の(申込を撤回)・(契約を解除)します。

【選択記入】※不要の場合は取り消し線を引くこと

<代金を支払っている場合に、口欄にチェック☑のうえ金額を記入>

□つきましては、支払い済みの 円は
直ちに返金してください。

<商品を受け取っている場合に、口欄にチェック☑>

□なお、商品は早急に引き取ってください。

【必須記入】

年 月 日 (記入日)

(契約者) 住所 〒

(契約者) 氏名